

日本大学学生生徒等総合保障制度は ご卒業までの安心をお届けします！

最近多い
事故です！

《 およそ6分に1件の割合で、自転車事故が発生しています!!* 》

加害者になってしまうと、高額な賠償金を請求されることがあります！

※一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版」より

被保険者（加入学生）または同居の親族などが誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、補償します。

（例）自転車で走行中、歩行者にケガをさせ、相手に後遺障害が残ってしまった。

賠償金 **1億5千万円▶全額補償**



《 大学生のお子さまが卒業するまでに必要な費用をご存知ですか? 》

卒業までの4年間に **約724万円** 必要です!

（入学金・入学諸費用を除いた教育費、生活費を含みます。） ※私立大学自宅通学生の場合 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「平成30年度学生生活調査」より

「あんしんスタンダードプラン」なら扶養者の方が事故や病気で万が一の場合にも育英費用や学資費用（授業料など）を補償します。

お支払い例
*SS1プランに4年間一時払でご加入
大学1年生の4月30日に扶養者の事故（ケガ）が起きた場合
【実際にかかった費用】●授業料（年間実額）：100万円

卒業までに **合計650万円のお支払い**

ご加入方法・ご加入内容のご変更などに関するお問い合わせ

取扱
代理店

株式会社 日本大学事業部

【住所】〒102-0076 東京都千代田区五番町2-6 【FAX】03-5275-8155

TEL **03-5275-8008**

受付時間：平日の午前10時から午後4時まで（土、日、祝日、12/27~1/7を除きます。）

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 法人支社

【住所】〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル2階

【TEL】03-5778-2563 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（土、日、祝日、12/31~1/3を除きます。）

2つのお申込方法

*詳しくは8ページをご確認ください。

1 簡単・便利な
WEBシステム

2 同封の
加入依頼書兼払込取扱票

万一の事故のとき！事故受付対応窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店
または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター **0120-727-110**

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

DMなどにて類似のパンフレットなどが配布されることがありますが、本学とは関係ありませんのでご注意ください。

承認番号 SJ21-05355 作成日 2021年8月16日

2022年度

日本大学 公認

日本大学学生生徒等 総合保障制度



＜ 傷害総合保険 ＞

団体割引 適用

25%OFF

日本大学の学生・生徒のための
充実した補償内容です！

1日あたり約**34円**からご加入できます。
（D1プラン4年間一時払の場合）

POINT 自転車保険義務化
条例に対応した補償

全プラン 新型コロナウイルス対象

WEB申込なら振込手数料不要！

個人賠償責任の
補償

アルバイト・
インターンシップ中
の事故の補償

地震によるケガ・
熱中症の補償

学資費用の補償

法律相談・弁護士
委任費用の補償

24時間
365日の補償

お申込締切日
《第一次締切日》2022年3月4日(金)
《最終締切日》2022年3月31日(木)
なるべく入学手続きと同時に申し込んでください。
最終締切日を過ぎてもご加入は可能です。下記
取扱代理店までお問い合わせください。

2つのお申込方法
1 WEB スマホ・タブレットで簡単申込!
（2022年1月8日から申込可能）
①2次元コードよりアクセスして
お申込の手続きをお願いします。
②後日、払込票が届きますので
スマホ決済アプリまたは
お近くのコンビニにて払込ください。
2 ゆうちょ銀行・郵便局
同封の加入依頼書兼払込取扱票にご記入いただき
お近くのゆうちょ銀行・郵便局にて払込ください。

加入者証送付時期
加入者証の送付は、2022年6月下旬から7月の予定です。
それまでの間は振込受領書（WEB）または振替払込
請求書兼受領証（ゆうちょ）を保管しておいてください。

対象一覧
このパンフレットは下記に所属される方が対象となります。
学部
法学部/文学部（哲学科・史学科・国文学科・中国語中国文学科・英文学科・ドイツ文学科・
社会学科・社会福祉学科・教育学科・体育学科・心理学科）/経済学部/商学部/国際関係学部/危機管理学部
短期大学部
ビジネス教養学科/食物栄養学科/専攻科食物栄養専攻
大学院
法学研究科/新聞学研究科/文学研究科/経済学研究科/商学研究科/国際関係研究科/
薬学研究科/総合社会情報研究科

■この保険は学校法人日本大学をご契約者とし、学校法人日本大学の学生を被保険者（保険の対象となる方）とする傷害総合保険の団体契約です。
加入者（保険料負担者）は、保護者（または学生本人）となります。
※「傷害総合保険ご契約のしおり」、保険証券はご契約者（学校法人日本大学）にお渡します。

取扱代理店

株式会社 日本大学事業部
学校法人日本大学が100%出資した事業会社です。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

日本大学ならではの補償プランをご用意! ご卒業までの安心をお届けします。

制度の特長

特長1 個人賠償責任補償は**自転車事故**や**インターンシップ中の損害賠償責任**も補償
さらに安心
個人賠償責任補償の対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた場合には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし(日本国内にかぎります。)、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

POINT

	日常生活	アルバイト中	インターンシップ中	管理下中の受託品損害	記録情報損壊
日本大学総合保障制度	○	○*1	○*1	○*1	○*1
一般的な個人賠償責任保険	○	×	△*2	○*1	×

インターンシップ先より保険証券の提出を求められた場合は、加入者証のコピーを提出してください。
※1 保険金お支払い対象外となる場合もございますので、具体的な補償内容についてはP10以降の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただくか、損保ジャパンまでご相談ください。 ※2 有償のインターンシップは対象となりません。

特長2 保険料は
お得な
保障制度
団体割引**25%** 個人で加入するより割安です。

特長3 天災危険(地震、噴火またはこれらによる津波)による
さまざまな
補償
ケガや熱中症・食中毒も補償

特長4 授業料などの他、実態に合わせた
学資費用補償
学生生活に
安心を

特長5 法的トラブル
への備え
法律相談・弁護士委任費用も補償

ご加入プランは皆さまのニーズに合わせてお選びください!!



補償内容一覧

保険金のお支払方法等重要な事項は、10ページ以降に記載されていますので必ずご確認ください。

扶養者^{※1}の方に万一のことがあった場合の補償

① ケガによる育英費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・重度後遺障害が生じた場合に保険金額の全額をお支払いします。

② ケガによる学資費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・重度後遺障害が生じ、授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

③ 病気による学資費用の補償

扶養者の方が、病気により亡くなられた場合、授業料などの実費を保険金額を限度にお支払いします。

*補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。

お子さま本人の補償

④ ケガの補償

1日目から補償

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

学校でのケガ
日常生活でのケガ
交通事故によるケガ
レジャー・スポーツ中のケガ

24時間
365日
補償



*急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象となりません。

⑤ 病気の補償

1日目から補償

お子さま本人が病気により、入院・手術した場合に補償します。

*補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気が補償の対象となりません。

⑥ 救援者費用の補償

お子さま本人が遭難などで行方不明になった場合に救援活動にかかった費用を補償します。

○お子さまが旅行中、事故で行方不明になり、ご家族が現地に向かうための交通費を負担した。



⑦ 賠償責任の補償

補償の対象者
被保険者ご本人
= お子さま
同居の親族[※]
父・母・兄弟・祖父母など

※自宅外から通学する方は別居のご家族(父母・兄弟姉妹など)は補償されません。

自転車保険
義務化条例に
対応した
補償

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

○自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせてしまった。^{※2}



○友人のタブレット端末を落として破損してしまった。^{※2}



アルバイト、インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。

*情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。
*管理下中の受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。

示談交渉サービスをセット

賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

*スポーツ中の事故においては、スポーツの性質上、ケガ等の事故の発生が想定されることから、相手への法律上の損害賠償が発生しない場合があります。損害賠償が発生した場合のみお支払いの対象となります。

⑧ 弁護士費用の補償

お子さま本人が法的トラブルにあった場合、弁護士への法律相談または委任の費用を補償します。^{※3}

① 被害事故 詳細はP4をご確認ください。

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物と偽られて、偽物のブランド品を売りつけられた。
- 近所の飼犬がこどもに襲いかかり、ケガをした。



② 人格権侵害^{※4} ^{※5}

- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。



自宅外通学のお子さま^{※6}のための補償

⑨ 借家人賠償責任の補償

一人暮らしや下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

○下宿先のアパートで誤って火災を起こしてしまった。^{※2}
*「示談交渉サービス」の対象となりません。



⑪ 熱中症の補償

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。

○クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れて入院した。



⑫ 食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。

○食中毒になり入院した。



⑬ 天災危険の補償

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。

○地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。



*上記事故により扶養者の方が死亡・重度後遺障害が生じた場合には育英費用・学資費用をお支払いします。

⑭ 特定の感染症の補償

O-157などの特定感染症により、後遺障害が生じた場合・入院・通院した場合に補償します。^{※7}



⑩ 生活用動産の補償

一人暮らしや下宿をしているお子さまが所有している生活用動産が、火災、爆発、破損、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

○カメラを床に落とし壊してしまった。



※ご注意: 風水災による損害はお支払い対象外です。風水災による補償を必要とされる方は、別途火災保険にご加入ください。

※1 「扶養者」とはお子さま本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、お子さま本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。)
※2 同様の事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。
※3 次のようなトラブルは保険振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
○借金の利息の過払請求に関するトラブル
○顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
※4 人格権侵害に関するトラブルの場合、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含め、90日を経過する日までの間に発生した時は、保険金をお支払いできません。
※5 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等パートなどに住み、そこから学校に通学している学生をいいます。
※7 新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除き、ウイルス感染症^{※8}をいいます。2021年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)

※8 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。
※9 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス



日本大学だけの
安心サポート！

法律相談・弁護士費用も補償します！

次の2つの法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

お子さまご本人が遭遇されたトラブルについて対象となります^(※1)。

① 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物と偽られて、偽物のブランド品を売りつけられた。
- 近所の飼い犬がこどもに襲いかかり、ケガをした。



② 人格権侵害^{(※2)(※3)}

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- 電車で痴漢被害を受けた。



✕ 以下のようなトラブルは
保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

(※1) 被保険者(お子さまご本人)が親権を有する未成年かつ未婚の子が遭遇されたトラブルについても対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した時は、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行う時に負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **10万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) **1,000円**

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行う時に負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **100万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのは怖いので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後はつきまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 1万円	➡	法律相談費用保険金のお支払額 1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9,000円	➡	合計 36万9,000円 をお支払い
弁護士委任にかかった費用 40万円 (着手金 15万円、報酬金 25万円)	➡	弁護士委任費用保険金のお支払額 40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = 36万円		

(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
(注2) 弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、「この保険のあらまし」以降をご確認ください。

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望の際は、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。



実際にあった補償事例

事例1

扶養者の方に万一のことがあった場合の補償

大学1年生の夏に、扶養者である父親が突然の病気で亡くなったため、学生ご本人が授業料として後期分53万円を大学へ支払った。



疾病学資費用保険金100万円(限度)タイプ
(SP1・SS1・A1・B1・SZ1・SB1・E1・F1)にご加入の方の補償事例

疾病学資費用保険金
* 1年につき 100万円(限度)

POINT
4年間一時払で加入していたので卒業まで
保険金支払額 ▶ **353万円**

1年生後期分53万円 + 2~4年生100万円 × 3年間

1年間一時払で加入の場合 後期分53万円

2年生以降の授業料の補償はありません

事例2

お子さま本人の法的トラブルの補償

SNSに誹謗中傷する内容を書き込まれ精神的苦痛を受け弁護士に相談した。加害者側に誠意ある対応をしてもらえないため弁護士に委任。最終的に満足いく賠償金を受け取ることができた。



法律相談費用10万円(限度)、弁護士委任費用100万円(限度)タイプ
全プランにご加入の方の補償事例

法律相談にかかった費用1万円、
弁護士委任にかかった費用40万円(着手金15万円、報酬金25万円)の場合
法律相談費用保険金

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任費用保険金

40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

保険金支払額 ▶ **36.9万円**

事例3

お子さま本人の賠償責任の補償

学生ご本人が自転車で走行中、歩行者(当時62歳)にぶつかり転倒させてしまった。脳挫傷、頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、裁判の結果9,521万円で和解した。

最近多い
事例です!



賠償責任保険金3億円(限度)・2億円(限度)タイプ
全プランにご加入の方の補償事例

個人賠償責任保険金
* 3億円(限度)(SP1・SS1・A1・B1・SZ1・SB1・E1・F1)
* 2億円(限度)(C1・D1・G1・H1)

保険金支払額 ▶ **9,521万円**

事例4

お子さま本人の賠償責任の補償

学生ご本人がインターンシップ活動中に受入先企業のパソコンを壊してしまい、パソコン内のデータも消去してしまった。



賠償責任保険金3億円(限度)・2億円(限度)タイプ
全プランにご加入の方の補償事例

個人賠償責任保険金
* 3億円(限度)(SP1・SS1・A1・B1・SZ1・SB1・E1・F1)
* 2億円(限度)(C1・D1・G1・H1)

保険金支払額 ▶ **500万円**

※情報機器などに記録された情報の損害については、1回の事故につき損害賠償金は500万円を限度とします。

事例5

お子さま本人のケガの補償

学生ご本人が部活中に転倒し、骨折をした。2週間入院し、手術も行った。退院後、20日間通院した。



入院保険金日額8,000円タイプ
(SS1・SB1)にご加入の方の補償事例

入院保険金
入院日額(8,000円) × 14日 = 11.2万円
手術保険金
入院日額(8,000円) × 20倍(入院時) = 16万円
通院保険金
通院日額(5,000円) × 20日 = 10万円

保険金支払額 ▶ **37.2万円**

事例6

お子さま本人の病気の補償

学生ご本人が新型コロナウイルスで陽性になり、医師の指示で2週間ホテル療養した。



疾病入院保険金日額5,000円タイプ
(SS1・SB1)にご加入の方の補償事例

入院保険金
8,000円 × 14日 = 11.2万円
疾病入院保険金
5,000円 × 14日 = 7万円

保険金支払額 ▶ **18.2万円**

保険開始日 2022年4月1日 午前0時から

保険期間	4年間	満了日	2026年 4月1日 午後4時まで
	3年間		2025年 4月1日 午後4時まで
	2年間		2024年 4月1日 午後4時まで
	1年間		2023年 4月1日 午後4時まで

※学業費用補償特約の支払対象期間は、各「満了日」前日の3月31日までとなります。

ご加入前に必ずご覧ください。



補償内容説明動画

職種別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約(プランSP1・プランSZ1のみ)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

●不動産会社などで「借家人賠償責任の補償」「⑩学生生活用動産の補償」を別途補償されている自宅外通学のお子さまは、自宅通学生生用プランからお選びください。

適用プラン	左記補償に含まれる特約	自宅通学生生用プラン						自宅外通学生生用プラン					
		SP1 プラン	SS1 プラン	A1 プラン	B1 プラン	C1 プラン	D1 プラン	SZ1 プラン	SB1 プラン	E1 プラン	F1 プラン	G1 プラン	H1 プラン
扶養者の方に万一のことがあった場合の補償	① 育英費用<ケガ>	一時金 300万円 *1回のみのお支払い		一時金 100万円 *1回のみのお支払い		一時金 100万円 *1回のみのお支払い		一時金 300万円 *1回のみのお支払い		一時金 100万円 *1回のみのお支払い		一時金 100万円 *1回のみのお支払い	
	② 学資費用<ケガ>	1年につき 100万円(限度)		1年につき 100万円(限度)		1年につき 100万円(限度)		1年につき 100万円(限度)		1年につき 100万円(限度)		1年につき 100万円(限度)	
	③ 疾病学資費用<病気>	—		—		—		—		—		—	
お子さま本人のケガの補償	死亡・後遺障害	300万円		200万円		200万円 50万円		300万円		200万円		200万円 50万円	
	入院保険金日額	最初の14日間は 16,000円 1日につき 8,000円	1日につき 8,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	最初の14日間は 16,000円 1日につき 8,000円	1日につき 8,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円
	手術	〈入院中の手術〉入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈外来の手術〉入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)						〈入院中の手術〉入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈外来の手術〉入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)					
	通院保険金日額	最初の14日間は 10,000円 1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円	最初の14日間は 10,000円 1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円
お子さま本人の病気の補償	⑤ 疾病入院保険金日額	1日につき 5,000円		1日につき 3,000円		—		1日につき 5,000円		1日につき 3,000円		—	
	⑥ 疾病手術	〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈外来の手術〉疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—		—		〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈外来の手術〉疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—		—	
お子さま本人の補償	⑦ 救援者費用	1年につき 100万円(限度)						1年につき 100万円(限度)					
お子さま本人と家族の補償	⑧ 個人賠償責任 示談交渉サービス付き	3億円(限度) (記録情報限度額500万円)			2億円(限度) (記録情報限度額500万円)			3億円(限度) (記録情報限度額500万円)			2億円(限度) (記録情報限度額500万円)		
お子さま本人の補償	⑨ 弁護士費用の補償	法律相談費用保険金(自己負担額1,000円):通算 10万円(1年につき) 弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%):通算 100万円(1年につき)						法律相談費用保険金(自己負担額1,000円):通算 10万円(1年につき) 弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%):通算 100万円(1年につき)					
自宅外通学のお子さま本人のための補償	⑩ 借家人賠償責任	—						1,000万円(限度)					
	⑪ 学生生活用動産	—						100万円(限度) 自己負担額:1回の事故につき●盗難の場合:10万円 ●その他の事故による損害の場合:1万円			50万円(限度)		

ご注意ください
自宅通学生生用プラン
(SP1・SS1・A1・B1・C1・D1)
は対象となりません。

POINT 4年間一時払契約でのご加入がおすすめです!

4年間一時払契約でのご加入と1年間一時払契約でのご加入の場合では、「学資費用保険金」のお支払期間に違いが生じます。

4年間一時払契約にご加入	学資費用保険金 お支払い(後期)	学資費用保険金 お支払い(前期・後期)	学資費用保険金 お支払い(前期・後期)	学資費用保険金 お支払い(前期・後期)
扶養者の事故 (例)大学1年生の 4月30日の事故の場合	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生
1年間一時払契約にご加入	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生

※お支払いは1年生後期の1回のみ

4年間一時払契約の場合、卒業までの学資費用が補償されます!

4年間一時払*	170,760円	149,290円	109,540円	88,530円	71,070円	49,560円	186,870円	165,400円	125,650円	104,640円	83,750円	62,240円
3年間一時払*	124,390円	107,940円	77,360円	61,180円	53,970円	37,410円	136,780円	120,330円	89,750円	73,570円	63,730円	47,170円
2年間一時払*	81,970円	70,490円	49,060円	37,730円	37,300円	25,710円	90,640円	79,160円	57,730円	46,400円	44,130円	32,540円
1年間一時払*	43,850円	37,260円	25,040円	18,580円	21,070円	14,450円	48,810円	42,220円	30,000円	23,540円	24,980円	18,360円

※振込金額は制度運営費300円を含みます。制度運営費は、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)に充当するための費用です。

●「—」は補償されませんのでご注意ください。お子さまが事務職、営業職、販売職など(職種別A級)のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種別B級のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。●職種別B級…農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含みます。)、木・竹・草・ついでご注意ください。●「学資費用<ケガ>」と「疾病学資費用<病気>」による学資費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。●保険料のうち、疾病保険特約の対象となります。(2021年6月現在) ●賠償責任の補償の被保険者(保険の対象となる方)の範囲につきましては、10ページ以降をご覧ください。

お申込方法・ご加入について

STEP 1 プランのご確認

ご希望のプラン・保険期間の保険料をご確認ください。
(ご卒業までの長期一時払契約のご加入をおすすめします)

SS1プラン

CHECK!



4年間一時払
契約の方が
安心だな...



STEP 2 お申込・払込

2つのお申込方法をご用意しています。

1 WEB申込 (振込手数料不要)

スマホ・タブレットで簡単申込!

詳細は別紙をご覧ください。
WEB申込は2022年1月8日から利用可能です。

- 表紙の2次元コードよりアクセスしてください。^{※3}
* PCからお手続きの場合:
<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/nichidai1>
- メールアドレスの登録後、ご加入手続きサイトの
手順に沿って加入者・学生情報などの
申込必要事項を入力してください。^{※2}
- 後日、ご入力いただいた住所に
払込票が届きます。

お近くのコンビニやスマホ決済アプリを
利用して払込ください。



2 ゆうちょ銀行・郵便局

同封の加入依頼書兼払込取扱票に
記入例を参考にして必要事項をご記入
ください。^{※2}

※ 振込手数料が必要となりますので、
別途ご用意ください。



お近くのゆうちょ銀行または
郵便局で保険料を
払込ください。



ゆうちょ銀行、郵便局における10万円を超える保険料のお振込について

●ATMでのお振込について

「10万円を超える現金による払込」は取扱いができません。窓口において、お手続きを行う方の本人確認書類
(運転免許証、パスポートなど)の提示が必要になります。本人確認済口座をお持ちの場合は、ATMからの送金は可能です。

●「扶養者」と窓口に行かれる方が異なる場合

扶養者名の変更は行わず、**払込人欄**に手続きに行かれる方のお名前をご記入ください。
両者の本人確認書類を求められることがありますので、ご用意ください。

※2 職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴などの事項により、ご加入をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
※3 「受信拒否設定」にされている方は「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。

STEP 3 加入者証の送付

加入者証の送付は**6月下旬から7月の予定**です。

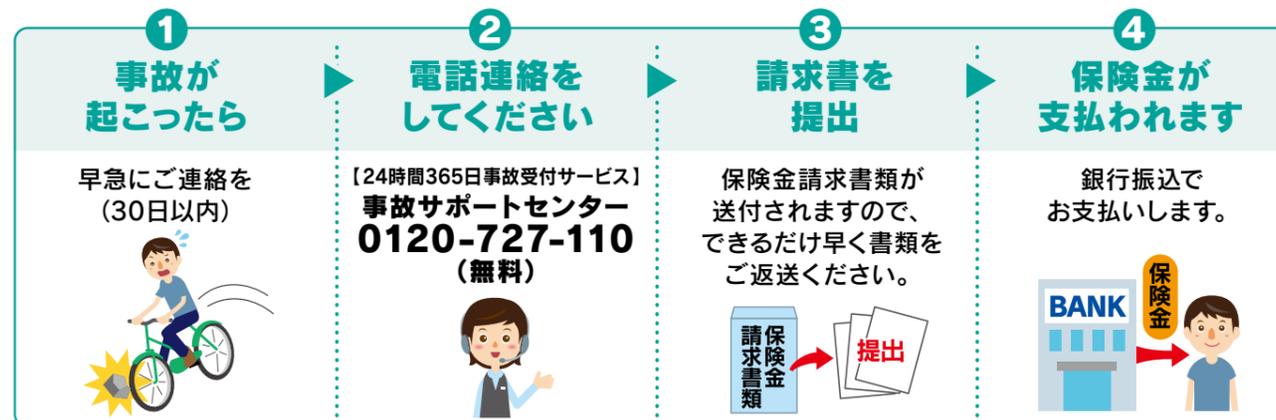
- 加入者証が届くまでの間は、振込受領書 (WEB) または振替払込請求書兼受領証 (ゆうちょ) を
保管しておいてください。
- 加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。
- なお、7月を過ぎても加入者証が届かない場合は、日本大学事業部までご照会ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
- インターンシップ先から保険証券の提出を求められた場合は加入者証のコピーを提出してください。

6月下旬
~7月

加入者証



保険金のご請求について (万一、事故にあわれたら)



ご契約後の安心サービス

日本大学学生生徒等総合保障制度にご加入いただくと
各種無料電話相談サービスがご利用いただけます!

緊急時被害事故トラブルサポートのご案内

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。



(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 弁護士費用に関する保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記窓口または取扱代理店までご連絡ください。【受付時間】24時間365日 0120-727-110
(注6) ご利用いただく際は、加入者証と一緒に届ける「緊急時被害事故トラブルサポートのご案内」に記載の専用電話番号までご連絡ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

- 健康・医療相談サービス ●介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス (予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス (予約制・30分間)
一般的な法律・税金に関する相談に、
弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス



(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
(注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注6) ご利用いただく際は、加入者証と一緒に届ける「SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内」に記載の専用電話番号までご連絡ください。

お支払いする保険金などのご説明【傷害総合保険】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
*加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は、傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約等各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : 学校法人 日本大学
- 保険期間 : 2022年4月1日午前0時から指定(※)年経過後の4月1日午後4時まで ※1年間～4年間で選択していただきます。
- 申込締切日 : 2022年3月31日(木)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 日本大学の学生・生徒の皆さまを被保険者とし、扶養者(または学生・生徒本人)を加入者(保険料負担者)としてご加入いただけます。
 - 被保険者 : 日本大学の学生・生徒(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎります。
 - 扶養者 : 育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただけます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎります。ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合(下宿学生等)は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
- お支払方法 : ご自宅に郵送されるコンビニ払込票(WEB申込)または同封の加入依頼書兼払込取扱票(ゆうちょ銀行・郵便局からの申込)でのお支払いとなります。
- お手続方法 : WEBシステムまたは添付の「加入依頼書兼払込取扱票」にてお手続きください。
(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別額は、職種別額表をご確認ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌日から契約期間経過後の4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、所定の方法にてお支払いください。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

①基本補償とその概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
育英費用保険金 (国内外補償) (注1)(注2)	扶養者 ^(※1) が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態 ^(※2) となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合など
学業費用保険金 (国内外補償) (注1)(注2)	扶養者 ^(※1) が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態 ^(※2) となった場合、支払対象期間 ^(※3) 中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間 ^(※3) 中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注1)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 (注2)疾病による学業費用保険金はP13をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
①死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
②後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%) × 後遺障害保険金額	
③入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(180日^(※)限度) (※)入院保険金支払限度日数変更特約(180日)をセットしています。	
④手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けた時は、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、テプリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	
⑤通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長骨管等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着した時はその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいいます。胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
		【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症 ^(※1) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症 ^(※2) をいいます。2021年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。 (※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。
		●熱中症の補償について(熱中症危険補償特約) 日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも、前記①から⑤までの保険金をお支払いします。
		●食中毒の補償について(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約) 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により身体に障害が生じた場合にも、前記①から⑤までの保険金をお支払いします。
		●天災危険の補償について(天災危険補償特約) 地震、噴火またはこれらによる津波によって身体に障害が生じた場合にも、前記育英費用保険金、学業費用保険金、①から⑤までの保険金をお支払いします。
		●入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約について(プランSP1、プランSZ1のみ) 入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に、保険金のお支払対象となった期間の最初の14日間 ^(※) に対して、入院保険金日額または通院保険金日額の2倍の額を、入院保険金または通院保険金としてお支払いします。ただし、同一の事故により入院保険金および通院保険金のいずれもお支払対象となった場合は、入院保険金を優先し、両方を合算して14日間を限度としてお支払いします。 ※お支払いの対象となった期間が14日間未満の場合は、お支払いの対象となった期間とします。

ケガの補償(国内外補償)

補償内容

日本大学だけの安心サポート・補償事例

保険料金表

お申込方法・ご契約後のサービス

契約概要と注意喚起情報

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
(つづき)		
個人賠償責任 保険金 (賠償責任補償 条項の 一部変更に関する 特約セット) (国内外補償)		<p>⑬直接であると間接であると問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任^(※3)</p> <p>⑭受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任</p> <p>(※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任収益減少に基づく賠償責任を含みます。</p>
	<p><賠償事故の示談交渉について></p> <p>賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)の場合、被保険者および被害者の方の同意が得られれば、損保ジャパンが示談交渉(被害者との折衝、示談、調停、または訴訟のお手続き)をお引き受けし、事故の解決にあたります。ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。</p>	

②セットできる特約とその概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	<p>扶養者^(※1)が、保険期間中に扶養不能状態^(※2)となり、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>●疾病学費費用</p> <p>被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間中の各支払年度について、疾病学費費用の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②扶養者の自殺行為、犯罪行為または競争行為</p> <p>③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④扶養者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合</p> <p>など</p>

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金 (注3)	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p>疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または競争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤傷害</p> <p>⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p>など</p> <p>(※)「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p>
疾病手術保険金 (注3)	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p>③放射線治療に該当する診療行為</p> <p>手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍)</p> <p>重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、テプリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご加入者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等の保険金額を限度^(※2)とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅^(※3)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。</p> <p>イ. 交通費 救済者^(※4)の現地^(※5)までの航空機等の1往復分の運賃(救済者2名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救済者のホテル等の宿泊料(救済者2名分、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移送費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>オ. 諸雑費 救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)</p> <p>(※2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。</p> <p>(※3)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。</p> <p>(※4)「救済者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※5)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または競争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー・搭乗等危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
個人賠償責任 保険金 (賠償責任補償 条項の 一部変更に関する 特約セット) (国内外補償)	<p>日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)</p> <p>ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度(情報機器などに記録された情報の損害については500万円を限度とします。)とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物(情報機器などに記録された情報を含みます。)を壊した場合</p> <p>②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③日本国内で受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●漁具</p> <p>など</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行(アルバイト、インターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または競争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ^(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された盗取の損壊または盗取 ・被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 <p>・受託品に生じた自然発火または自然爆発</p>

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)

特約と保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
<p>弁護士費用 (注1)</p> <p>法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金</p>	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①・②のいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。</p> <p>なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡した時は、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <p>■ 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等^(※2)の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</p> <p>■ 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。</p> <p>(注1) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。</p> <p>(注2) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。</p> <table border="1"> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> <tr> <td>法律相談費用保険金</td> <td>法律相談^(※3)の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円</td> </tr> <tr> <td>弁護士委任費用保険金</td> <td>弁護士委任^(※3)によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^(※4)を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)</td> </tr> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>① 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>② 保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額</p> <p>(※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。</p> <p>(※2) 財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。</p> <p>(※3) 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。</p> <p>(※4) 諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	法律相談費用保険金	法律相談 ^(※3) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円	弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※4) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)	<p>【全トラブルに共通の事由】</p> <p>① 故意、重大な過失または契約違反</p> <p>② 自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制</p> <p>⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。</p> <p>⑧ 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</p> <p>⑨ 主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</p> <p>⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)、ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルを除きます。</p> <p>⑪ 保険契約または共済契約に関する事由</p> <p>⑫ 被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由</p> <p>⑬ 環境汚染</p> <p>⑭ 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由</p> <p>⑮ 騒音、振動、悪臭、日照不足等</p> <p>⑯ 電磁波障害</p> <p>など</p> <p>(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。</p> <p>【各トラブル固有の事由】</p> <p>左記■被害事故に関するトラブルに該当する場合</p> <p>⑰ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または被保険者を親権者とする未成年の子が被った被害事故に関するトラブル</p> <p>⑱ 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防</p> <p>⑲ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等</p> <p>⑳ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示</p> <p>㉑ 身体のお容姿または整形</p> <p>など</p>
保険金種類	お支払いする保険金の額							
法律相談費用保険金	法律相談 ^(※3) の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円							
弁護士委任費用保険金	弁護士委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費 ^(※4) を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%)							

(注1) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。^(※2)

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

① 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

② 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>病気の補償(国内外補償)</p> <p>疾病手術保険金 (注3)</p>	<p>④四肢切断術(手指・足指を除きます。)</p> <p>⑤脊髄(せきずい)腫瘍摘出術</p> <p>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術^(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>(※2) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当する時は、同一手術期間^(※2)を受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p><前ページより続きます。></p>
<p>賠償責任の補償</p> <p>借家人賠償責任保険金 (国内のみ補償) (注1)</p>	<p>日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借戸室を損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(※) 被保険者には以下の①または②のいずれかに該当するものを含みます。</p> <p>① 借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人</p> <p>② ①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎります。</p>	<p>① 故意</p> <p>② 心神喪失による損害</p> <p>③ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害</p> <p>④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による津波</p> <p>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑥ 借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑦ 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>
<p>生活用財産の補償</p> <p>学生生活用財産保険金 (国内のみ補償) (注1)</p>	<p>日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用財産^(※1)について損害が生じた場合、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額^(※3)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は各保険年度ごとに保険金額が限度^(※4)となります。</p> <p>(※1) 親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用財産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用財産を除きます。</p> <p>(※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(※3) 1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。</p> <p>(自己負担額) 火災・落雷・破裂・爆発の場合: なし</p> <p>盗難の場合: 10万円</p> <p>その他の場合: 1万円</p> <p>(※4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。</p> <p>(注①) 建物外に持ち出している間も補償されます。</p> <p>(注②) 次のものは生活用財産に含まれません。</p> <p>① 通貨、手形その他の有価証券(小切手を除きます。)</p> <p>② 定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずるもの</p> <p>③ 稿本、設計書、図案、証書(公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。)、帳簿その他これらに準ずるもの</p> <p>④ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに準ずる美術品</p> <p>⑤ 義歯、義肢その他これらに準ずる物</p> <p>⑥ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品</p> <p>⑦ 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</p> <p>⑧ 動物および植物</p> <p>⑨ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>⑩ コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</p> <p>⑪ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</p> <p>など</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 欠陥</p> <p>⑤ 自然の消耗、摩滅、劣化もしくは性質による腐食、さび、変色等</p> <p>⑥ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等</p> <p>⑦ 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的事故</p> <p>⑧ 紛失または置き忘れ^(※)</p> <p>⑨ 修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害</p> <p>⑩ 台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害</p> <p>⑪ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)の切断または打楽器の打皮の破損</p> <p>⑫ 楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

〈用語のご説明〉

用語	用語の定義						
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)						
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。						
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。						
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。						
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為。 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。						
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。						
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時						
2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時						
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。						
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。						
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。						
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。						
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。						
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。						
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務
★部科校コード
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
*ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
*ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて2年(保険期間1年以下の場合は1年)を経過した後には保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- 弁護士費用補償において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
◆変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
◆この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生している時であっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ◆扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。
(被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について)
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お申付方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(重大事由による解除等)
■保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
(他の身体障害または疾病の影響)
■すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなった時は、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まり、中途加入の場合は、受付日の翌日午前0時より保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

- 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

